

香港の輸入規制の概要 (2023 年 8 月 24 日以降)

1. 輸入規制の概要

香港政府は、福島第一原発事故に伴い、日本から輸出される食品について、以下の規制を講じています。

- ・ 福島の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については輸入停止
- ・ 茨城、栃木、群馬、千葉の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の提出
- ・ 上記 5 県の水産物、食肉、家禽卵については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出

また、香港政府は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023 年 8 月 24 日以降、上記に加え、10 都県の以下の産品について、輸入を停止しています。

- ・ 水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）
- ・ 海塩
- ・ 海藻（加工品を含む）

(規制対象・内容)

地 域	品 目	規 制 内 容
福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、海塩、海藻（加工品を含む）	<u>輸入停止</u> ※ALPS 処理水の海洋放出に伴う規制
福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	<u>輸入停止</u>
茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	＜放射性物質検査証明書＞ 香港の放射性物質の基準（注 1）に適合していることにつき、政府機関による証明 ＜輸出事業者証明書＞ 日本、香港の表示、貿易等の関係法令に違反していないことにつき、政府機関による証明
福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5 県）	食肉、家禽卵	＜放射性物質検査証明書＞ 同上

注 1 ; 香港の放射性物質の基準 (Codex 基準を採用)

放射性物質核種	基準 (Bq/kg)
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	1000

注 2 ; 放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

注 3 ; 福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の品目については、引き続き香港側で全ロット検査を実施します。

2. 留意事項

(1) 証明書の申請先

放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の両証明書は同一の地方農政局等に申請することが必要です。

(2) 放射性物質検査の検体採取

放射性物質検査の検体の採取方法については、事務処理要領「輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」を参照してください。

(3) 放射性物質検査機関

放射性物質検査は、香港に登録している検査機関で行うことが必要です。「香港向けに輸出される食肉・家禽卵等に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html#kikan)